長沼町内会規約

第１章　総則

第１条（名称及び事務所）

本会は長沼町内会（以下「本会」という。）と称し、事務所を横浜市栄区長沼町７２３番地　長沼町内会館に置く。

第２条（区域）

本会の区域は、横浜市栄区長沼町２９０－１番地・５５５番地を除く全域と横浜市栄区飯島町１３３９番地・１３４３番地を含むものとする。

第３条（目的）

本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（１）町内の自治発展のため融和・親睦を図る。

（２）共存共栄のため防犯、防火、環境保全を改善し、明るく住みよい町づくりの実施。

（３）健康の増進、福祉の向上の実施。

（４）青少年の善導に協力。

（５）町内会館の維持管理と運営。

（６）その他、役員会に於いて必要と認めた事項。

第４条（事業）

本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること

（３）防犯、防災、交通安全に関すること

（４）住民相互の連絡、広報に関すること

（５）町内会館の維持管理に関すること

（６）その他、役員会において必要と認めた事項

第２章　組織

第５条（会の構成）

１．会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

２．本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３．本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第６条（会員の権利と義務）

１．会員はすべて平等の権利と義務を有する。ただし、会費負担の義務は所帯主である会員に帰属するものとする。

２．会員は等しく会の諸事業の正常な運営に協力する責任を負うとともに、それによる利益を受ける。

３．会員はこの規約及び会が決議した事項を尊重し、かつ、これに従わなけれ

ばならない。

４．会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第７条（組織）

本会には次の部を設け、部長及び部員を置く。

１．総務部

町内会館・コミュニティハウス・こども広場の管理運営。

会議議題の作成、及びイベントの企画立案。

他部署との調整業務。会計（予算・決算・監査）業務。

２．広報部

組長会議時の回覧書類作成、及び行政等からの広報誌の組み分け等。

掲示板の貼付認可（印）、及び掲示板１０ヶ所に貼付。

立て看板の作成及び掲示作業。

ホームページの作成・更新「ＩＴ委員会」

３．防犯・防災対策部

地域防災拠点の運営、防災訓練の計画実施。防犯等の管理。

豊田・飯島小学校の登下校見守り、及び防犯パトロール（10/20/30 日）

（附属機関：消防班・家庭防災員）

交通安全に関する事項の推進・指導

４．地域活性部

環境衛生及び保健衛生の保全、改善指導。（環境事業推進員・保健活動推員）

福祉、厚生に関する事項並びに訃報の告知。（消費生活推進員）

支えあいカード作成（高齢者・子どもの見守り）（見守りネット）

５．文化部

青少年の各種行事の企画実践及び指導に関する事項。

体力・知識の向上を図るためのサークル活動、及び各イベントの推進。

「あいさつ運動」の推進（附属機関：見守りネット委員会

（青少年指導員・スポーツ推進員）

第８条（付属機関）

本会には付属機関として次の会を置く。

１．(1) 消防班

(2) 家庭防災員

(3) 見守りネットワーク委員会

２．組織、運営等はそれぞれの会があたり、各代表者は町内の理事を兼ねる。

第３章　役員

第９条（役員）

本会に、次の役員並びに組長を置く。

１．会　　長　　１名

２．副 会 長　　若 干 名

３．会　　計　　１名

４．副 会 計　　１名

５．書　　記　　１名
６．会計監査　　２名
７．理　　事　　若 干 名
８．相 談 役　　若 干 名
９．組　　長　　各組１名

第 10 条（任期）

１．役員の任期は２ケ年とする。但し、組長の任期は１ケ年とする。
２．役員及び組長に欠員を生じた場合は選出規定により選出する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第 11 条（役員及び組長の選出方法）

１．会長、副会長の選出方法は役員選考委員会を設置して（構成は理事５名及び付属機関の長をもって構成する）選考し、総会の承認を受ける。但し、再任を妨げない。
２．会計、会計監査、各部長、理事の選出方法は会長、副会長で選考し総会の承認をうける。
３．部長は、会員の中から、会長が委嘱する。
４．組長の選出方法は輪番制とし、各組から１名を選出する。

第 12 条（相談役）

相談役は前任役員の中から推薦し総会の承認をうける。但し再任を妨げない。

第 13 条（役員の解任）

役員で規約に違反、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

第 14 条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

１．会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
３．会計は、本会の会計事務を処理する。
４．会計監査は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。
５．書記は、会長が招集する全ての会議を記録・保存する。
６．部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。
７．理事は重要事項を審議し、担当する組を掌握し指導する。
８．副会長、理事は第７条第８条の各部各会を担当する。
９．相談役は会務を円滑に運営するための、会運営の相談にあたる。
10．組長は、会員との連絡調整にあたる。

第４章　会計

第 15 条（会の経費）

本会の経費は、会費、寄付金、利息及びその他の収入をもってあてる。

第 16 条（会費）

1．本会会員は総会に於いて定めた会費を負担する。会費は１所帯月額３５０円とし、年額４，０００円とする。（但し賃貸住宅に居住する所帯は月額２５０円とし、年額３，０００円とする）

（半年、１年分）単位で前納する。但し、期の途中から加入した会員については、月割で計算し、加入時に納入する。

２．年度の途中で入会した場合は会費を月割とすることができる。

３．既納の会費は、退会申し出がある場合はこれを月割で返却する。

４．会費を１年以上滞納した場合は、役員会でその取扱いを決める。

５．賛助会員の会費は年額７，２００円とする。納入方法は原則として一括納入とする。但し、事情により半年ごとに納入することができる。

６．会の運営に特に必要と認められた場合には、総会の承認を得て会員に特別会費を課することができる。

第 17 条（慶弔金）

本会は、次により慶弔金を贈呈する。

１．会員死亡及び赤ちゃん誕生の場合　金５，０００円

２．その他の場合は役員会で決める。

第 18 条（記念品）退任役員、組長には記念品を贈呈することができる。

第 19 条（会費の徴収）

組長は会費を徴収し担当役員に納入する。担当役員は会計に納入する。

（会計年度）

第 20 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日にて終了する。

第５章　会議

第 21 条（会議の種類）

会の機関として次の会議をおく。

１．総　　会

２．三 役 会

３．役 員 会

４．組長会議

第６章　総会

第 22 条（総会）

総会は会の最高決議機関であり、会員によって構成する。また、定期総会は毎年１回４月に会長が招集する。

１．重要な規約の変更、財産及び解散等の事項以外については、会員の議決権は１所帯１票とする。

２．臨時総会は次の場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）議決権を有する会員（１所帯１名）の３分の１以上が会議の目的たる事項及び召集の理由を記した書面を会長に提出して、総会の招集を請求した場合。

（３）会計監査から開催の請求があった時。
（４）（２）（３）の場合、３週間以内に総会を招集しなければならない。
３．総会を招集する時は、会議の目的たる事項及び其の内容並びに日時場所を示して、開催の１０日前までに、文書をもって通知しなければならない。
４．総会の議長は、出席者から選出する。
５．総会は次の事項を審議決定する。
（１）予算編成並びに決算報告に関すること。
（２）役員の選出に関すること。
（３）規約に関すること。
（４）事業計画並びに事業報告に関すること。
（５）会費、維持管理費の追加徴収等に関すること。
（６）重要な資産の処分並びに取得に関すること。
（７）その他会の運営に関する重要な事項
６．総会の開催は、委任状を含め議決権を有する会員（1 所帯１名）の２分の１以上の参加をもって成立する。
７．総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。
８．総会の議事については、議事録を作成する。
議事録は、予め指名した議事録作成者が作成し、議事の経過及び結果を記載し、会長及び作成者が署名捺印しなければならない。

第７章　三役会、役員会及び組長会議

第 23 条（三役会）
１．三役会は、会長、副会長、会計、書記をもって組織し、次の業務を行う。
（１）町内会運営についての、中長期的施策の検討
（２）総会で決定した、事業計画及び予算の遂行状況の確認
（３）役員会で重要な業務を審議する事項の提案
２．三役会は会長が必要と認めた時、これを招集する。
３．議長は会長または会長が任命した副会長があたる。

第 24 条（役員会）
１．役員会は、役員をもって組織し、重要な業務について審議する。
（１）総会の決議、あるいは委任された事項の執行に関する事項。
（２）総会に付議すべき事項。
（３）その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。
２．役員会は会長が必要と認めた時、これを招集する。
３．議長は会長または会長が任命した副会長があたる。
４．役員４名以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から１０日以内に役員会を招集しなければならない。
５．役員会は役員の３分の２以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。
６．役員会の議事は議事録を作成する。

第 25 条（組長会議）

１．組長会議は役員及び組長をもって構成する。

２．議長に会長または会長が任命した副会長があたる。

３．組長会議は、毎月第１日曜日に開催する。ただし、第１日曜日が月の１日に当たる場合は、第２日曜日に開催する。

４．組長会議は、総会、役員会の決定事項の徹底等を行う。

（１）近隣町内会からの連絡、情報連絡。

（２）各組における話題、問題点などの情報交換、意見交換。

（３）各組からの役員会への提言の場として運営。

（４）行政からの指導、伝達事項の連絡。

（５）その他必要とする事項の伝達、依頼。

（６）不測の事態等により総会が開催できない時の総会の審議決定事項。

（７）不測の事態等による規約の暫定的な運用に関すること。

第 26 条（会議の開催場所）

総会、役員会、組長会議は原則として長沼町内会館に於いて開催するものとする。

第８章　資産及び会計

第 27 条（資産の構成）

会の資産は次の各号に揚げるもので構成する。

１．別に備える資産目録記載の資産

２．会費、寄付金

３．資産から生ずる果実

４．その他収入

第 28 条（資産の管理）

会長は、会の資産を管理し、次の各項に定める帳簿を作成し、第 22 条８号の議事録と共に 10 年間保管しなければならない。

１．会員台帳

２．維持管理費・会計帳簿

３．固定資産台帳

４．什器備品台帳

第 29 条（資産の処分）

会の資産で第 26 条 1 号に揚げるものを処分し、あるいは担保に供する時は総会に出席した会員の４分の３以上の議決を要する。

第 30 条（解散）

１．会を解散する時は、総会に出席した会員の４分の３以上の議決を有する。

２．残余財産は（議決権を有する）会員に平等に帰属する。

第 31 条（規約の制定）

この規約は、総会において議決権を有する会員の過半数の同意を得、かつ横浜市栄区長の認可を受けなければ変更することができない。

附則

制定日　平成１４年１０月５日
改定日　平成１６年４月１８日
平成１７年４月１７日
平成３１年４月　１日
令和　６年４月２７日